

ひとり親家庭等支援制度紹介

[令和6年度版] R6.4.1現在

制度名	内容【】内は、必要な要件	金額等	母子	寡婦	父子	問合せ先・電話番号
保育料	保育料の軽減。徴収基準額表の第2階層から第4-2階層【市町村民税非課税世帯等】に該当する母子・父子家庭は、保育料を軽減。	第2階層 : 第1子 無料 第3階層 : 第1子 無料～7,100円 第4-1階層 : 第1子 無料～9,000円 第4-2階層 : 第1子 無料～9,000円 ※保育時間や年齢によって異なる ※第2子はいずれの階層も無料	○		○	子育て支援課 35-5325
児童扶養手当	児童を養育している母子/父子家庭等に手当を支給(18歳到達年度の3月31日まで) 【所得により一部又は全額支給停止あり】	【全部支給の場合】 児童一人の場合の額 月額 45,500円 二人以上の加算額 2人目 月額 10,750円 3人目以降月額 6,450円	○		○	福祉課 35-5373
災害遺児手当	義務教育終了前の児童で、その養育者(父又は母等)が天災、交通事故、海難事故等により死亡し、又は障がいの状態になった場合は、その児童の養育者に対し、手当を支給。 【当該年度の住民税が非課税又は長期入院や失業等により生活に困窮する者】	児童一人あたり月額2,000円	○		○	子育て支援課 35-5324
ひとり親家庭児童小中学校等入学支度金	小・中学校、盲学校・聾学校・養護学校小中学部に入学する子を養育するひとり親に、支度金を支給。 (生活保護法による入学準備金の支給対象者は除く) 【請求日の属する年度(ただし請求日が4月・5月の場合は前年度)の住民税が非課税の者又は、長期入院や失業により生活に困窮する者】	児童一人あたり 10,000円	○		○	福祉課 35-5373
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	母子世帯や寡婦の生活の安定と向上のため、就学、就労等に必要な資金を低利又は無利子で貸付を行う。	・事業開始資金 ・修学資金 ・技能習得資金 ・就職支度資金 ・医療介護資金 ・生活資金 など	○	○	○	福祉課 35-5373
通勤定期乗車券割引	児童扶養手当の受給者及びその方と同一世帯の方が通勤のために定期乗車券を購入する際に料金を割引。(通学定期は対象外) ※資格証明書等(総合福祉課で発行)の提出が必要。	購入料金の3割引	○		○	福祉課 35-5373
チャイルドシート貸付事業	町内に住所を有し、世帯全員が市町村民税非課税、またはひとり親家庭である乳幼児の保護者にチャイルドシートの貸付を行う。	貸付期間:1年間(延長可能)	○		○	子育て支援課 35-5322
特別医療費助成制度	ひとり親家庭で18歳に達する年度末までの子を扶養している母又は父等の医療費を助成。 【所得制限あり】	患者負担 ・入院 1,200円/日 ・通院 530円/日	○		○	健康推進課 35-5372
要保護及び準要保護児童生徒就学援助	公立の小・中学校に通う児童生徒の保護者等のうち、要保護又は準要保護認定者に対して就学に係る経費の全部又は一部を援助。 【児童生徒と生計を同一にしている世帯又は世帯員が、一定の要件を満たした場合】	・学用品費(定額) ・通学用品費(2年生以上)(定額) ・新入学児童生徒学用品費等(1年生のみ)(定額) ・校外活動費(限度額あり・実費) ・修学旅行費(対象学年のみ)(実費) ・給食費(実費) ・クラブ活動費(限度額あり・実費) ・生徒会費(限度額あり・実費) ・PTA会費(限度額あり・実費) ・医療費(対象疾病のみ)(実費) ・日本スポーツ振興センター共済掛金(実費) ・オンライン学習通信費(限度額あり・実費)	○		○	教育総務課 35-5365
放課後児童クラブ利用料	利用料の減免【①生活保護を受けているとき、②就学援助受給者であるとき、③災害その他の特別の事情に生活が困窮しているとき】	①、②の場合 全額免除 ③の場合 半額免除	○		○	子育て支援課 35-5354
遺族基礎年金	国民年金に加入していた方が死亡した場合、その方によって生計を維持されていた子のある配偶者または子に遺族基礎年金が支給される。(保険料納付要件、子の年齢要件あり)	816,000円+子の加算(※) ※ 第1・2子 各234,800円 第3子以降 各78,300円	○		○	倉吉年金事務所 26-5311
遺族厚生年金	厚生年金保険に加入していた方が死亡したときは、その遺族に遺族厚生年金が支給される。		○	○	○	倉吉年金事務所 26-5311
非課税貯蓄制度	児童扶養手当、遺族基礎年金などを受けている方は、証書を添えて金融機関に申し出ると、元金350万円までの預貯金利子が非課税になる。	元金350万円まで非課税	○	○	○	金融機関
税金控除	ひとり親家庭の方は、寡婦・ひとり親控除の適用が受けられる場合あり。 【所得制限あり】	ひとり親 35万円(所得税)、30万円(住民税) 寡婦 27万円(所得税)、26万円(住民税) (扶養親族の子があり、一定の所得金額以下なら上乗せあり)	○	○	○	町民生活課 35-3116 税務署
児童手当等	中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給される。 【所得制限限度額以上の場合は特例給付】 ※受給者の消滅理由発生(転出・死亡・婚姻・離婚・逮捕など)により、新たに受給資格が生じた方は認定請求(又は額改定)請求が必要。 ※公務員の方は所属庁が請求先となります。勤務先にお問い合わせ下さい。	児童手当(1人あたり月額) 3歳未満 一律15,000円 3歳以上小学校終了前 10,000円 (第3子以降は15,000円) 中学生 一律10,000円 特例給付(1人あたり月額) 一律5,000円	○		○	子育て支援課 35-5324
給付型奨学金制度	・町内に住所を有している高校生等の保護者 ・高等学校等の入学前に「就学援助費」の支給要件に該当していた人で、引き続き要件に該当している人、又は新たに要件に該当するようになった人。 ・鳥取県高校生等奨学給付金を受給していない人。	年額35,000円	○		○	教育総務課 35-5362

経済的支援

	制度名	内 容 【 】内は、必要な要件	金 額 等	母子	寡婦	父子	問合せ先・電話 番 号
生活支援	ひとり親家庭等日常生活支援事業	一時的な病気や技能習得のための通学、冠婚葬祭などで日常の家事や保育などが困難になった場合、家庭生活支援員が派遣される。 【所得に応じて負担あり】 【事前登録必要】		○	○	○	福祉課 35-5373
	県営住宅・町営住宅優先入居	ひとり親世帯等は入居者公募中の際、優先入居できる場合あり。 【所得制限あり】 ※他にも優先入居できる世帯があるため、最優先ではありません。		○	○	○	町民生活課 35-5318
就労支援	就業相談	就業を希望する方の相談を受ける。		○	○	○	中部総合事務所 県民福祉局 地域福祉課 ひとり親担当 23-3126
	高等職業訓練促進給付金等事業	就業に結びつきやすい対象資格を取得するため1年以上養成機関等で就業する母子家庭の母または父子家庭の父に給付金を支給。 対象資格： 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士など	【月額】 70,500円を支給 (住民税非課税世帯は100,000円) *養成機関における修了期間の最後の12か月は月額110,500円(住民税非課税世帯は140,000円) ○修了時に入学支援修一時金25,000円を支給 (住民税非課税世帯は50,000円) 【対象期間】 就学期間の全期間(最長4年間)	○		○	福祉課 35-5373
	高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金受給者に対し、以下の資金を貸し付けます。 ○入学準備金:入学時に要する経費 ○就職準備金:就職に要する経費 【対象】 ・上記「高等職業訓練促進給付金」の受給者 ・鳥取県内に住民登録をしている者であって、修了後1年以内に資格を活かして就職し、かつ5年間継続して就業する意向のある者	【貸付内容と金額】 ○入学準備金:入学時に要する経費 (入学金、教材費等)上限50万円 ○就職準備金:就職に要する経費 (転居費用、被服費等)上限20万円 ★【返還免除規定】養成機関を修了し、1年以内に資格を活かして就職し、かつ5年間継続して就業した場合は貸付金の返還義務が免除されます。	○		○	福祉課 35-5373 鳥取県社会福祉協議会
	自立支援教育訓練給付金事業	対象講座を受講し、修了した場合に、その受講経費の一部を給付金として支給。 【対象講座】雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座	【支給額】講座受講経費の60%相当額(ただし、1万2千円を超え、上限20万円まで。雇用保険法に基づく一般教育訓練給付金の支給を受けることができる者は、その支給額との差額を支給。)	○		○	福祉課 35-5373
	ひとり親家庭相談支援センター	就職、資格取得の他、子育てに無理なく働ける就労先等、ひとり親家庭に関する相談全般に応じる。		○	○	○	パープルタウン1 階倉吉ハロー ワーク内 080-4439- 4350
その他の支援	ひとり親家庭相談	住まい、養育、子供の学費等の相談に母子・父子自立支援員が応じる。		○	○	○	福祉課 35-5373
	湯梨浜町母子会	母子、父子、寡婦の会員相互の親睦を図り、関係機関と連携を密にすることで、生活の安定と向上を図ることを目的とした会。		○	○	○	福祉課 35-5373
	母子生活支援施設	生活に不安定であったり、住宅事情により十分な養育環境を与えられない場合、母子で入所。		○			福祉課 35-5373
	湯梨浜町子育て支援短期利用事業	①ショートステイ事業:家庭養育上、社会的な事情などで家庭における児童の養育が緊急的に困難になった場合に、児童養護施設で宿泊を伴う一定期間の保護と養育を行う事業。 【18歳未満の児童】 ②トワイライトステイ事業:保護者が仕事などの理由により、帰宅が恒常的に夜間にわたるなど、一時的に家庭で養育できない児童を養護施設で食事提供や生活指導を行う事業。【原則 小学生】	町民税非課税世帯のひとり親世帯に限り 利用料0円	○		○	子育て支援課 35-5322

(注) 「児童」、「寡婦」「母子家庭」等の用語は、該当する制度(法等)により、年齢、対象者が異なりますので、詳しくは問い合わせ先でご確認下さい。

制度は、変更される場合があります。

